

令和7年3月25日時点

舞鶴市学校規模適正化ビジョン

(素案)

舞鶴市教育委員会

目 次

I 学校規模適正化ビジョンの策定にあたって

- 1 策定の趣旨
- 2 策定の背景

II 本市の学校教育で育てたい子ども

III 市立小・中学校の現状と課題

- 1 市立小・中学校の位置図
- 2 本市の人口推移と予測
- 3 児童生徒数の推移と予測
- 4 市立小・中学校の規模
 - (1) 1学年あたりの学級数の基準と現状
 - (2) 1学級あたりの児童生徒数の基準
- 5 学校規模別の課題と児童生徒に与える影響
- 6 学校施設の現状等
 - (1) 学校施設の建築経過年数等
 - (2) 学校施設の老朽化の進行
 - (3) 学校施設整備費の増大
 - (4) 学校施設の計画的な整備の考え方

IV 本市が目指す望ましい教育環境の考え方

- 1 現状
- 2 学校規模の適正化・適正配置の基本的な考え方
- 3 通学手段の確保

V 本市における学校の適正規模・適正配置の基準

- 1 適正規模の基準
- 2 適正配置の基準

VI 本市における学校規模の適正化・適正配置基本方針

- 1 基本方針
- 2 基本的な合意形成の取組と進め方
- 3 配慮すべき事項
- 4 閉校となる学校施設・跡地利用
- 5 将来の教育環境【2045年（令和27）】
- 6 学校規模適正化へのロードマップ

I 学校規模適正化ビジョンの策定にあたって

1 策定の趣旨

本市では、少子化による児童生徒数の減少による小・中学校の小規模化の進行や国が推進するGIGAスクール構想による学校のICT環境の整備に加え、部活動の地域展開や地産地消の学校給食推進などにより、子どもたちを取り巻く教育環境は急速に変化しております。

次世代を担う舞鶴の子どもたちが、ふるさと舞鶴を愛し、夢を育み、夢を実現しようとする高い志を持ち、個性や能力を伸ばして自らの将来を切り拓き、力強く生き抜く子どもを育成することができる望ましい教育環境の実現を目指すため、2021（令和3）年度に『舞鶴市教育環境あり方懇話会』を設置し、有識者や地域及び保護者代表、学校関係者等の皆様から幅広い意見を聴取し検討をしてまいりました。

今般、この懇話会等におけるご意見を踏まえながら、「舞鶴の子どもたちのために」をコンセプトに「未来の子どもたちにとってより良い学校教育を実現するために市として取り組むべきこと」と「より教育効果を上げていくための教育環境のあり方」を示した『舞鶴市学校規模適正化ビジョン』を作成しました。

今後は、このビジョンを将来に向けて、魅力ある学校づくりを進める際の方向性の指標とし、様々な教育施策や環境整備等の取組を推進することとしています。

2 策定の背景

本市の小・中学校の児童生徒数の推移は、2004（平成16）年度においては、8,118人、2014（平成26）年度には7,217人、2024（令和6）年度は、5,646人となり、20年前との比較では約30%減、10年前との比較では約22%減と大きく減少しています。

このように児童生徒数の減少に伴い、小・中学校の小規模化が進行し、学年すべてが1学級の小・中学校や、複式学級の編制を行う小学校が生じています。

今後も、児童生徒数の減少傾向が続く見通しであり、特に小学校の小規模化が見込まれています。

小・中学校においては、児童生徒の知識や技能の習得に加え、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力をいくことが大切です。

このような学校教育活動の実施に向けては、一定数の児童生徒の集団規模が確保されていることや、その規模に見合った教職員を配置するなど、望ましい学校規模を確保することが重要になります。

学校の小規模化は、児童生徒一人ひとりに目が行き届き、個々に即した学習や生活指導等ができるなどのメリットがある一方、児童生徒数の多い集団生活の中で学級活動や学校行事等を行う機会がないため、児童生徒間の交流相手が限定され、多様な考えに触れる機会が少なくなることや、コミュニケーション能力や社会性を育むという面で学校教育活動に影響を及ぼすことが懸念されています。

また、本市では、建築後経過年数が30年以上を超える校舎等が市全体の90%、その内、40年以上を経過するものが60%を超えるなど、多くの学校施設で老朽化が進み、その対応策として、長寿命化改修や大規模改修などの施設整備を効率的、計画的に進めて

いく必要があります。

さらには、地域コミュニティの拠点としての性格を有している学校もあり、「地域とともにある学校づくり」の視点も踏まえ、自治会をはじめとする地域団体等との連携・協働は、今後の学校教育活動においても重要であると考えています。

このように「学校規模の適正化」、「学校施設の管理」、「地域との連携・協働」の観点を踏まえ、本市における地域の実情に応じた最適な学校教育のあり方の検討、将来に向けて、学校規模の適正化・適正配置に向けた取組を推進していくことが必要となっています。

Ⅱ 本市の学校教育で育てたい子ども

本市では、ふるさと舞鶴を愛し、夢に向かって自らの将来を切り拓き、力強く生き抜く子どもの育成を図ります。

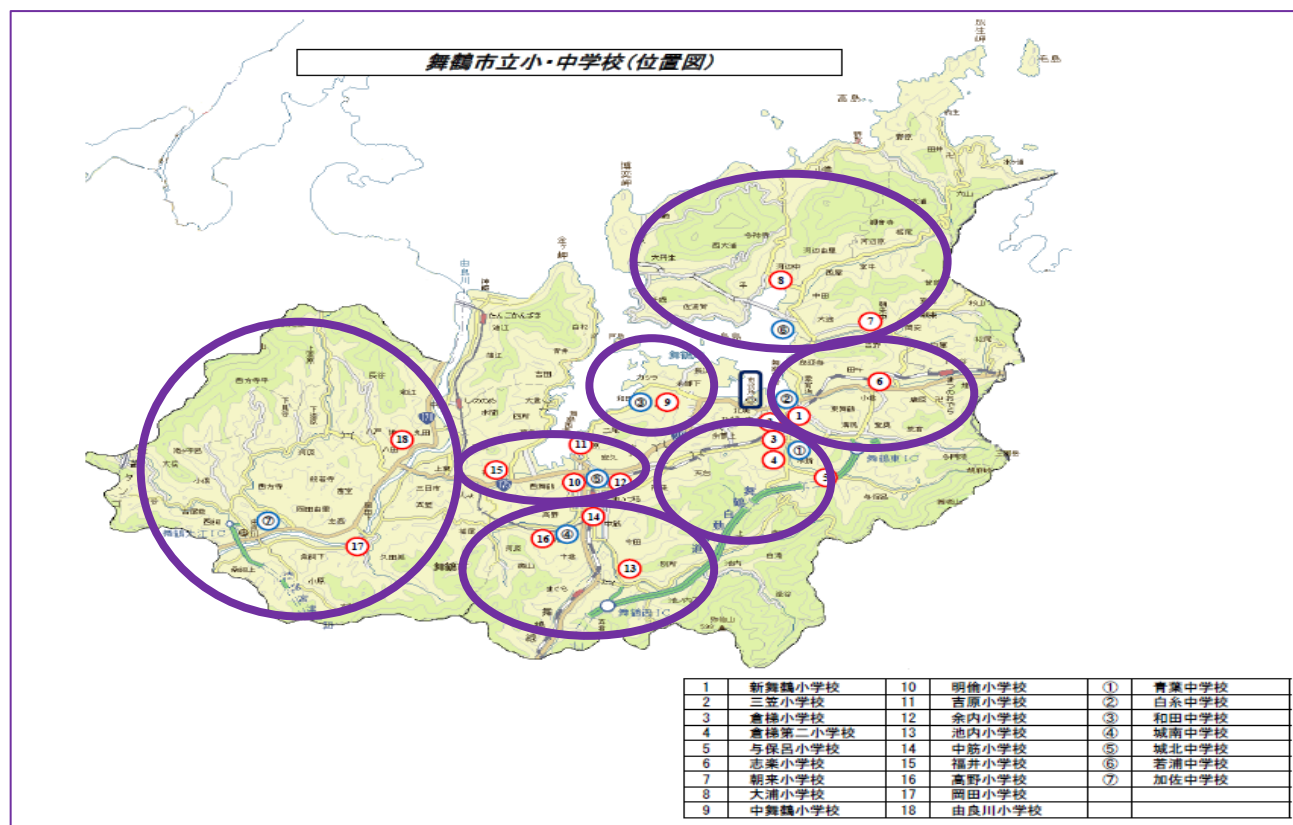
そのため、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」など、バランスのとれた生きる力を小中一貫した教育を推進することによって育むとともに、児童生徒一人ひとりを大切にした学校づくりを進めます。

育てたい子ども像：「ふるさと舞鶴を愛し 夢に向かって将来を切り拓く子ども」

- ①ふるさと舞鶴を愛し、夢を育み、夢を実現しようとする高い志を持ち、個性や能力を伸ばして自らの将来を切り拓き、力強く生き抜く子どもの育成
- ②コミュニケーション能力と問題を発見・解決する能力を有し、新たな価値を創造していくとともに、相手を尊重し思いやり、保護者や周りの人に感謝する子どもの育成
- ③善悪の正しい判断を持ち自らを律することができる「自律」と、自ら目標を定め自立していく「自立」を備えた子どもの育成

Ⅲ 舞鶴市立小・中学校の現状と課題

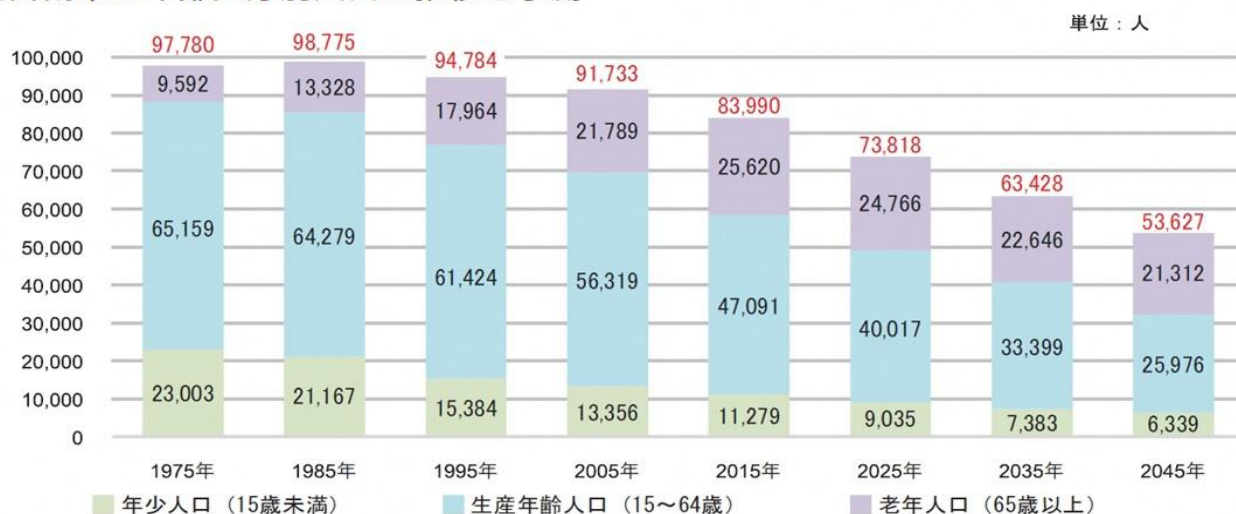
1 市立小・中学校の位置図



2 本市の人口の推移と予測

本市の人口は1985（昭和60）年の9万8,775人をピークに徐々に減少し、2015（平成27）年では8万3,990人となっています。また、これまで1年間に生まれてくる子どもの数は概ね700～800人を推移していましたが、近年では600人近くまで減少していることから、このままでいけば、本市の人口は、2025年には約7万3千人、2045年には5万3千人になるとも言われています。

■舞鶴市の年齢区分別人口の推移と予測



※内訳の合計が総数と異なるのは年齢不詳者の数による。

※2015年は「年齢・国籍不詳をあん分した人口」による。

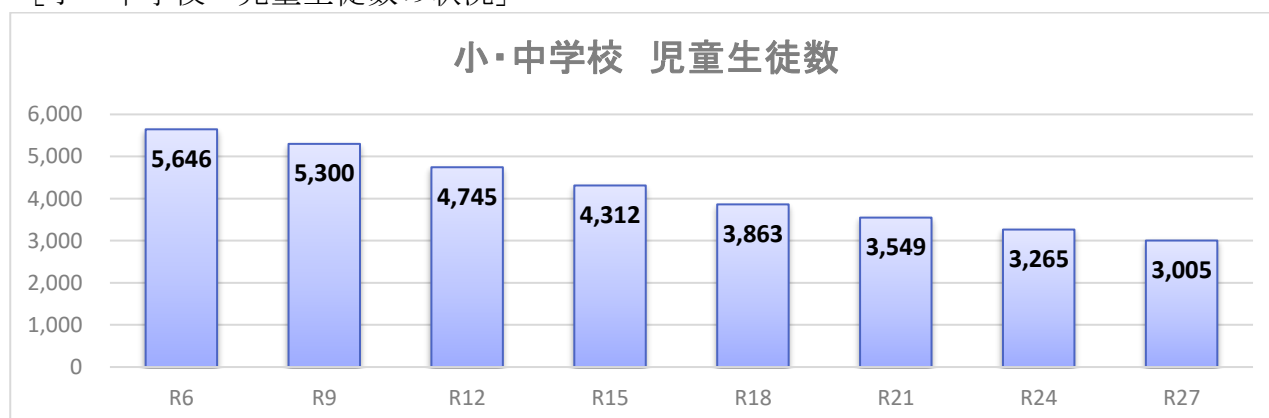
出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計

3 小・中学校の児童生徒数の推移と予測

本市の小・中学校の児童生徒数は、1957（昭和 32）年の 2 万 1,398 人をピークに減少し、2024（令和 6）年では 5,646 人となっています。また、近年の少子化の進行により、2030 年に約 4,700 人、2045 年に約 3,000 人になるとの予測をしています。

2024（令和 6）	5,646 人	➡	2045（令和 25）	3,005 人（2,642 人減・46.8%減）
＜内訳＞				
・小学校	3,705 人	→	1,902 人	（1,804 人・48.7%減）
・中学校	1,941 人	→	1,103 人	（ 838 人・35.3%減）

[小・中学校 児童生徒数の状況]



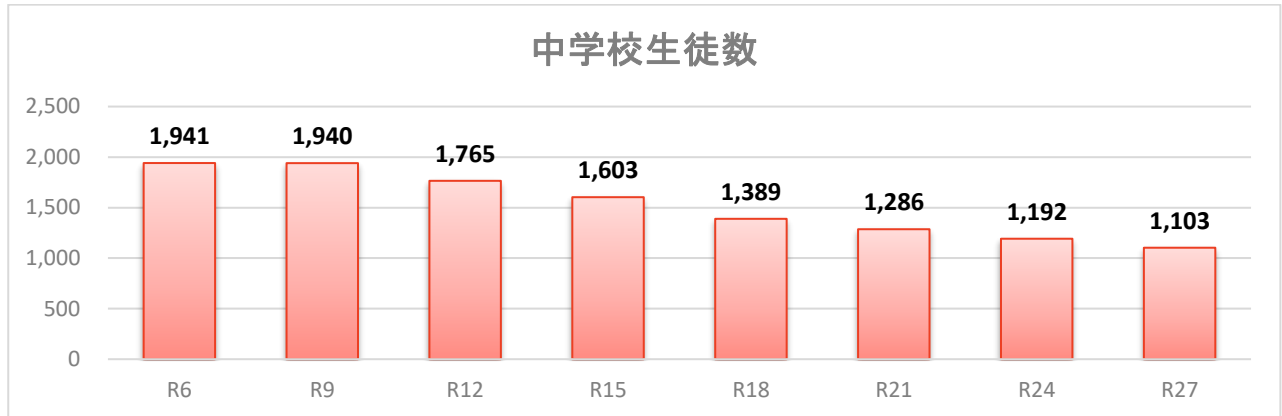
小・中	2024	2027	2030	2033	2036	2039	2042	2045
	令和 6	令和 9	令和 12	令和 15	令和 18	令和 21	令和 24	令和 27
合計	5,646	5,300	4,745	4,312	3,863	3,549	3,265	3,005

[小学校児童数の状況]



小学校	2024	2027	2030	2033	2036	2039	2042	2045
	令和 6	令和 9	令和 12	令和 15	令和 18	令和 21	令和 24	令和 27
計	3,705	3,360	2,980	2,709	2,474	2,263	2,073	1,902

[中学校児童数の状況]



中学校	2024	2027	2030	2033	2036	2039	2042	2045
	令和 6	令和 9	令和 12	令和 15	令和 18	令和 21	令和 24	令和 27
計	1, 941	1, 940	1, 765	1, 603	1, 389	1, 286	1, 192	1, 103

◆令和 6 実績…令和 6 年 5 月 1 日現在 学校基本調査より

◆令和 7～12 推計…令和 6.5 月住基データより

◆令和 13～推計（小）…令和 1～12 の各年度・各学校の児童数の前年度比の平均値を以降の年度に乘じ、算出

◆令和 13～推計（中）…令和 1～18 の各年度・各学校の児童数の前年度比の平均値を以降の年度に乘じ、算出

●学校別の児童生徒数の今後の予測 2024（令和6）～2025（令和27）

舞鶴市立小・中学校 児童・生徒数の実績/推計

舞鶴市立小・中学校 児童・生徒数の実績/推計																																		
中学校区	学校名	項目	児童・生徒数（人/実績）														児童・生徒数（人/推計）																	
			H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	R22 (2040)	R23 (2041)	R24 (2042)	R25 (2043)	R26 (2044)	R27 (2045)
青葉	青葉中	生徒数	576	603	595	556	521	530	540	527	515	496	480	467	468	455	446	419	422	387	406	389	408	388	361	353	346	339	332	325	318	311	304	298
	三笠小	児童数	201	190	186	194	186	169	149	144	138	124	130	123	131	128	121	124	111	106	101	96	92	88	84	80	76	72	69	66	63	60	57	54
	倉梯小	児童数	546	513	509	518	512	505	491	459	452	434	424	400	375	366	355	350	328	316	304	292	281	270	260	250	240	231	222	213	205	197	189	182
	倉梯第二小	児童数	294	290	285	267	276	264	256	248	248	239	227	217	223	226	227	227	222	218	214	210	206	202	198	194	190	186	182	178	174	170	166	163
白糸	与保呂小	児童数	156	155	165	156	153	136	138	126	108	101	96	93	96	91	92	93	89	85	81	77	73	69	66	63	60	57	54	51	48	45	43	41
	白糸中	生徒数	536	504	504	471	482	446	444	435	469	475	468	448	449	454	441	404	360	339	342	348	343	323	314	306	299	292	285	278	271	264	258	252
	新舞鶴小	児童数	595	616	592	586	580	596	599	585	568	560	536	515	500	486	481	480	484	476	468	461	454	447	440	433	426	419	412	405	399	393	387	381
	志染小	児童数	376	380	390	399	388	375	378	368	333	307	278	265	246	222	201	185	178	166	155	145	135	126	118	110	103	96	90	84	78	73	68	63
和田	和田中	生徒数	153	141	130	129	118	120	113	103	92	98	90	88	88	99	108	92	97	87	69	76	77	84	82	80	78	76	74	72	70	68	67	
	中舞鶴小	生徒数	317	311	303	290	255	233	241	230	231	194	196	195	179	166	163	164	153	146	140	134	128	122	117	112	107	102	97	93	89	85	81	77
	城南中	生徒数	566	544	538	504	479	421	415	413	416	377	380	386	426	420	416	401	393	383	365	360	328	317	283	275	267	259	251	244	237	230	223	216
城北	池内小	児童数	80	78	61	51	48	39	40	43	46	44	47	46	42	37	34	35	28	26	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
	中脇小	児童数	595	613	634	610	629	639	647	628	639	663	654	645	623	619	585	564	540	533	526	519	512	505	498	491	484	478	472	466	460	454	448	442
	高野小	児童数	223	200	180	162	150	152	142	136	125	128	112	108	101	97	92	83	75	70	66	62	58	54	51	48	45	42	39	36	34	32	30	28
	城北中	生徒数	440	418	387	393	402	443	428	442	404	389	377	373	389	378	391	360	369	349	359	342	308	318	284	279	274	269	264	259	254	249	244	239
	明倫小	児童数	314	314	294	288	308	277	285	284	297	286	273	270	267	263	243	249	230	224	218	212	207	202	197	192	187	182	177	172	168	164	160	156
若浦	吉原小	児童数	47	48	40	42	44	38	37	33	31	31	29	29	27	24	24	22	18	16	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
	余内小	児童数	417	424	411	408	390	374	372	362	361	339	334	338	328	333	301	325	311	305	299	293	287	281	276	271	266	261	256	251	246	241	236	231
	福井小	児童数	136	132	118	107	108	105	97	100	102	103	111	103	97	91	89	81	67	64	61	58	55	52	50	48	46	44	42	40	38	36	34	32
	若浦中	生徒数	161	155	140	135	122	123	105	113	92	95	83	87	83	84	82	89	75	73	58	63	49	46	41	38	35	33	31	29	27	25	23	21
加佐	朝来小	児童数	180	182	159	144	139	130	133	121	118	126	117	111	107	100	88	72	68	64	60	56	52	49	46	43	40	37	34	32	30	28	26	24
	大浦小	児童数	72	70	63	65	63	58	55	52	53	49	42	44	40	38	34	32	36	34	32	30	28	26	24	22	21	20	19	18	17	16	15	14
	加佐中	児童数	92	96	83	76	72	61	63	64	62	63	52	54	50	51	54	49	49	41	32	24	24	22	20	18	16	15	14	13	12	11	10	
	岡田小	児童数	80	80	86	87	84	82	71	71	63	62	59	53	53	45	42	35	25	22	19	17	15	13	11	9	8	7	6	5	4	3	2	1
小学校計	由良川小	児童数	64	56	48	49	52	45	49	46	46	48	40	39	33	28	23	19	17	15	13	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	1	
	小学校計	児童数	4,693	4,652	4,524	4,423	4,365	4,217	4,180	4,036	3,959	3,838	3,705	3,594	3,468	3,360	3,195	3,140	2,980	2,886	2,795	2,709	2,627	2,547	2,474	2,401	2,331	2,263	2,197	2,133	2,073	2,014	1,957	1,902
	中学校計	生徒数	2,524	2,461	2,377	2,264	2,196	2,144	2,108	2,097	2,052	1,992	1,941	1,901	1,957	1,940	1,935	1,819	1,765	1,667	1,658	1,603	1,536	1,493	1,389	1,353	1,319	1,286	1,254	1,223	1,192	1,161	1,131	1,103

◆令和1～6 実績…各年度5月1日現在 学校基本調査より

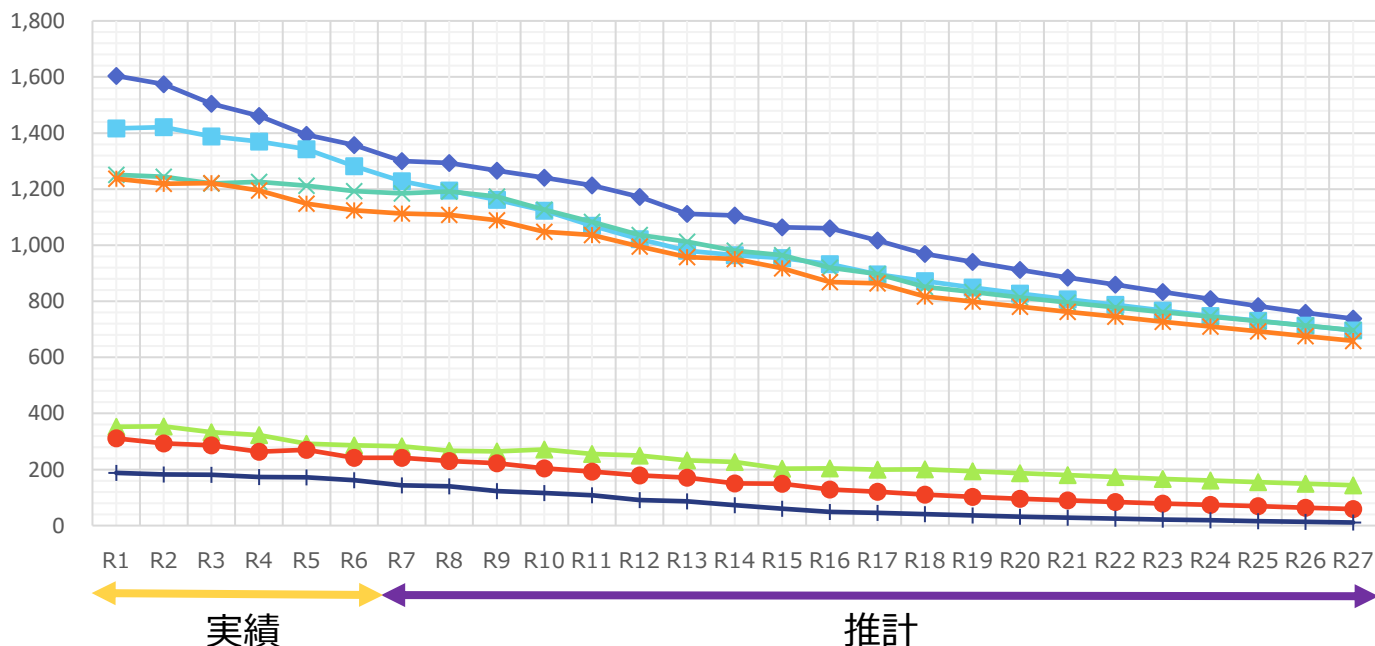
◆令和7～12（18）推計…令和6.5月住基データより（中学校は令和7～18まで）

◆令和13～推計（小）…令和1～12の各年度・各学校の児童数の前年度比の平均値を以降の年度に乘じ、算出

◆令和13～推計（中）…令和1～18の各年度・各学校の児童数の前年度比の平均値を以降の年度に乘じ、算出

中学校区別 児童生徒数の実績/推計

青葉校区 白糸校区 和田校区 城南校区
城北校区 若浦校区 加佐校区



4 市立小・中学校の規模

(1) 1学年あたりの学級数の基準と現状

①小学校（全18校）

2024（令和6）年5月1日時点

規模別	学級数	学校名	特記事項
小規模校	1～5	吉原 池内 （2校）	・複式学級が存在する規模 ・学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある
	6	三笠 与保呂 朝来 大浦 福井 高野 岡田 由良川 （8校）	・複式学級はないが、クラス替えができない規模
	7～8	中舞鶴（1校）	・おおむね1つまたは2つの学年しかクラス替えができない規模
	9～11	倉梯第二 志楽（2校）	・半分以上の学年でクラス替えができる規模
標準規模校	12～18	新舞鶴 倉梯 明倫 余内 （4校）	・各学年2～3学級の編制、全学年でクラス替え可能（統合する場合は24学級まで※1） ・学習活動の特性に応じた集団が編制できる ・同学年に複数の教職員を配置できる
	19～24	中筋（1校）	・各学年の学級数がやや多く、教育課程の編制、実施に際し配慮を要する規模

※1 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条による。

◆複式学級設置校（予定含む）

2024	（令和6）年度	吉原、池内	（2校）
2025・2026	（令和7・8）年度（見込）	大浦、吉原、池内、由良川	（4校）
2027・2028	（令和9・10）年度（見込）	大浦、吉原、池内、由良川、岡田	（5校）

②中学校（全7校）

2024（令和6）年5月1日時点

規模別	学級数	学校名	特記事項
小規模校	1～2		・複式学級が存在する規模 ・学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある
	3	和田 若浦 加佐（3校）	・複式学級はないが、クラス替えができない規模
	4～5		・クラス替えができる学年が少ない規模
	6～8		・全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模
	9～11	城北（1校）	・全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置や免許外指導の解消が可能な規模 ・全ての授業で教科担任による学習指導を行うためには、学校全体で9学級（各学年3学級）以上であることが望ましい
標準規模校	12～18	青葉 白糸 城南（3校）	・各学年4～6学級の編制、全学年でクラス替えが可能

（注1）上表（①小学校・②中学校）の規模別分類は、学校教育法施行規則41条・79条及び文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」による。

（注2）上表（①小学校・②中学校）の学級数には、特別支援学級数は含めていない。

(2) 1学級あたりの児童生徒数の基準

	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（文部科学省）	京都式少人数教育（京都府教育委員会）
小学校	1～5年生 1学級 35人 6年生 1学級 40人 ※2025（令和7）年度からは、1～6年生すべて35人学級となる。	1～2年生 1学級 35人 3～6年生 1学級 30人程度
中学校	1～3年生 1学級 40人	1～3年生 1学級 40人

5 学校規模別の課題と児童生徒に与える影響

(1) 学級数や学級あたりの児童生徒数が少ないことによる学校運営上の課題

下記について顕在化することが懸念されます。

- ①クラス替えが全部、または一部の学年でできない。
- ②学年により、児童生徒の男女比に偏りが生じやすい。
- ③複式学級の場合、兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある。
- ④集団の中で、児童生徒間の交流相手が限定され、多様な考えに触れたり、学習の場面で多面的に考えながら議論することが難しいなど、切磋琢磨する教育活動が少なくなりやすい。また、活発な話し合いがなされにくい。
- ⑤人間関係が深まりやすくなる反面、固定化しやすくなる。
- ⑥班活動やグループ分けに制約が生じる。
- ⑦教科等が得意な子どもの考えにクラス全体が引っ張られがちとなり、生徒指導上課題がある子どもの問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける。
- ⑧加配教職員なしでは、習熟度別指導等クラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。
- ⑨小学校クラブ活動や中学校部活動の種類が限定される。
- ⑩運動会・文化祭等の集団活動・行事、体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。等

(参考) 複式学級とは（※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条）

公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、義務教育諸学校の児童、または生徒の数が著しく少ないか、その他特別な事情がある場合においては、政令の定めるところにより数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

メリット	デメリット
一人ひとりに目が届き、個々の児童生徒に即した学習指導ができる	学級により、児童生徒の男女比に偏りができる
一人ひとりの存在感や役割を持たせやすく、リーダーとして活躍できる場が多い	児童生徒の年齢や学年が異なるため、個々の能力差や個人差が大きい
異年齢同士の協力的な学習・生活態度を育てやすい。先生の代わりに算数や文法を教える等、児童生徒同士で助け合う気持ちが生まれる	児童生徒間の交流相手が限定され、多様な考えに触れる機会が少なく、学習の場面で多面的に考えながら議論することが難しく、また、活発な話し合いがなされにくい
自主的・自発的な学習が養われる。	大きな集団での社会的な経験の場や機会があまりないため、社会性が育ちにくい

メリット	デメリット
児童生徒同士や児童生徒と教職員とのふれあいの場を多く持つことができ、温かい雰囲気が醸成されやすい	異学年が同じ教室で授業を受けるため、一方の学年が直接指導を受ける間、もう一方は課題学習になり、児童生徒は、教職員の直接的な指導を受ける時間が不足する
	1人の担任が複数学年の児童生徒を指導するため、授業準備や教材研究において2学年分が必要となり教職員の負担は大きい
	教職員は、年齢差・能力差に応じた指導、個人への配慮の難しさがあるなど、特別な指導技術が求められる

(2) 教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題

学級数が少なくなることによって、配置される教職員数が少なくなるため、下記のような課題もあり、教育活動に大きな制約が生じる可能性があります。

- ①経験年数、専門性、男女比等、バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる。
- ②教職員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり教職員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になる可能性がある。
- ③児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある。
- ④多様な価値観に触れさせることが困難となる。
- ⑤チーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な手法をとることが困難となる。
- ⑥教職員一人あたりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない。
- ⑦平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる。
- ⑧教職員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がされにくい。
- ⑨中学校においては、教科等におけるバランスのとれた配置も難しくなる。等

(3) 学校運営上の課題が児童生徒に与える影響

前述(1)(2)においては、学級数や一学級あたりの児童生徒数、教職員数が少ないことによる学校運営上の課題を一般的に想定されているものを記載していますが、これらの課題が実際に生じるかどうかは、児童生徒の状況や教育課程や指導方法の工夫の状況など、各学校における対応や諸条件等によって変わりますが、前述(1)(2)のような課題が生じた場合、児童生徒には、以下のような影響を与える可能性があります。

- ①集団の中で自己主張したり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。
- ②児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
- ③進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。
- ④切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。
- ⑤教職員への依存心が強まる可能性がある。
- ⑥協働的な学びの実現が困難となる。等

(注) 4「学校規模別の課題と児童生徒に与える影響」については、文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」から抜粋して引用

6 学校施設の現状等

(1) 学校施設の建築経過年数等

① 小学校 18 校

2024（令和 6）年 3 月 31 日時点

番号	学校名	建物名	階数	延床面積 (㎡)	建築年度	経過年数
1	新舞鶴	校舎 1	3	1,033	1968（昭和 43）	55
		校舎 2	3	3,070	1977（昭和 52）	46
		校舎 3	3	1,606	1953（昭和 28）	70
		校舎 4	3	650	1958（昭和 33）	65
		体育館	2	2,361	1983（昭和 58）	40
		給食室	1	296	2000（平成 12）	23
2	三笠	校舎 1	3	2,364	1958（昭和 33）	65
		校舎 2	3	1,000	1985（昭和 60）	38
		体育館	1	760	1976（昭和 51）	47
3	倉梯	校舎 1	3	1,674	1958（昭和 33）	65
		校舎 2	3	1,087	1967（昭和 42）	56
		校舎 3	3	738	1971（昭和 46）	52
		校舎 4	4	1,050	1980（昭和 55）	43
		校舎 5	3	1,451	1984（昭和 59）	39
		体育館	2	1,378	1985（昭和 60）	38
		給食室	1	241	1980（昭和 55）	43
4	倉梯第二	校舎 1	3	1,852	1974（昭和 49）	49
		校舎 2	3	1,699	1974（昭和 49）	49
		校舎 3	3	516	1979（昭和 54）	44
		体育館	1	805	1974（昭和 49）	49
		給食室	1	33	2002（平成 14）	21
5	与保呂	校舎 1	3	782	1965（昭和 40）	58
		校舎 2	3	962	1975（昭和 50）	48
		校舎 3	2	763	1987（昭和 62）	36
		体育館	1	610	1977（昭和 52）	46
		給食室	1	119	1979（昭和 54）	44
6	志楽	校舎 1	3	1,454	1976（昭和 51）	47
		校舎 2	3	1,141	1987（昭和 62）	36
		校舎 3	2	197	2015（平成 27）	8
		体育館	1	865	1990（平成 2）	33
		給食室	1	48	1976（昭和 51）	47
7	朝来	校舎 1	2	368	1966（昭和 41）	57
		校舎 2	3	2,423	1978（昭和 53）	45
		体育館	1	843	1983（昭和 58）	40
		給食室	1	45	2009（平成 21）	14
8	大浦	校舎 1	3	1,910	1986（昭和 61）	37
		体育館	1	802	1986（昭和 61）	37
9	中舞鶴	校舎 1	3	521	1975（昭和 50）	48
		校舎 2	3	1,591	1983（昭和 58）	40

		校舎 3	3	2, 749	1988 (昭和 63)	35
		体育館	1	1, 033	1992 (平成 4)	31
		給食室	1	200	1984 (昭和 59)	39
10	明倫	校舎 1	4	6, 384	1982 (昭和 57)	41
		体育館	2	1, 260	1982 (昭和 57)	41
11	吉原	校舎 1	4	1, 534	1978 (昭和 53)	45
		体育館	1	486	1978 (昭和 53)	45
		給食室	1	53	1978 (昭和 53)	45
12	余内	校舎 1	3	1, 617	1966 (昭和 41)	57
		校舎 2	3	1, 729	1975 (昭和 50)	48
		校舎 3	3	596	1983 (昭和 58)	40
		校舎 4	2	665	1988 (昭和 63)	35
		体育館	1	760	1977 (昭和 52)	46
		給食室	1	243	1999 (平成 11)	24
13	池内	校舎 1	3	735	1966 (昭和 41)	57
		校舎 2	3	524	1979 (昭和 54)	44
		校舎 3	2	619	1988 (昭和 63)	35
		体育館	1	797	1990 (平成 2)	33
		給食室	1	98	1965 (昭和 40)	58
14	中筋	校舎 1	2	442	1965 (昭和 40)	58
		校舎 2	3	1, 081	1974 (昭和 49)	49
		校舎 3	4	1, 948	1979 (昭和 54)	44
		校舎 4	2	639	1988 (昭和 63)	35
		校舎 5	4	1, 166	2003 (平成 15)	20
		体育館	1	760	1976 (昭和 51)	47
		給食室	1	302	2008 (平成 20)	15
15	福井	校舎 1	3	1, 930	1989 (平成 1)	34
		体育館	1	593	1980 (昭和 55)	43
		給食室	1	127	1975 (昭和 50)	48
16	高野	校舎 1	3	2, 072	1984 (昭和 59)	39
		校舎 2	2	802	2004 (平成 16)	19
		体育館	1	799	1983 (昭和 58)	40
17	岡田	校舎 1	2	322	1975 (昭和 50)	48
		校舎 2	3	1, 283	1987 (昭和 62)	36
		体育館	1	612	1986 (昭和 61)	37
		給食室	1	50	2011 (平成 23)	12
18	由良川	校舎 1	3	1, 291	1977 (昭和 52)	46
		校舎 2	3	292	1994 (平成 6)	29
		体育館	1	588	1978 (昭和 53)	45
		給食室	1	139	1979 (昭和 54)	44

小計 79 棟 (築 40 年以上 : 50 棟 63.3%、築 30 年以上 : 69 施設 87.3%)

②中学校 7校

2024（令和6）年3月31日時点

番号	学校名	建物名	階数	延床面積 (㎡)	建築年度	経過年数
1	青葉	校舎1	3	1,061	1969（昭和44）	54
		校舎2	4	2,525	1970（昭和45）	53
		校舎3	3	747	1979（昭和54）	44
		校舎4	4	2,716	1983（昭和58）	40
		体育館	1	1,056	1977（昭和52）	46
		体育館	1	670	1985（昭和38）	38
2	白糸	校舎1	4	8,163	2010（平成22）	13
3	和田	校舎1	3	1,878	1981（昭和56）	42
		校舎2	3	1,843	1986（昭和61）	37
		体育館	1	1,056	1979（昭和54）	44
4	城南	校舎1	4	2,113	1981（昭和56）	42
		校舎2	4	2,937	1987（昭和62）	36
		校舎3	1	162	1987（昭和62）	36
		体育館	1	1,092	1977（昭和52）	46
		武道場	1	381	2011（平成23）	12
		配膳室	1	97	2014（平成26）	9
5	城北	校舎1	4	4,622	1977（昭和52）	46
		校舎2	3	792	1983（昭和58）	40
		体育館	2	1,477	1986（昭和61）	37
		配膳室	1	81	2014（平成26）	9
6	若浦	校舎1	3	3,328	1982（昭和57）	41
		体育館	1	1,066	1982（昭和57）	41
		寄宿舍	1	100	1985（昭和60）	38
7	加佐	校舎1	3	1,183	1965（昭和40）	58
		校舎2	3	985	1985（昭和60）	38
		体育館	1	854	1985（昭和60）	38

小計 26棟（築40年以上：14棟53.8%、築30年以上：22棟84.6%）

総計 105棟（築40年以上：64棟61.0%、築30年以上：91棟86.7%）**(2)学校施設の老朽化の進行**

本市には、小学校18校、中学校7校、計25校の学校施設があり、建物総数は105棟となり、その内、築30年以上の建物は91棟（全体の86.7%）、築40年以上の建物は64棟（全体の61%）あり、多くの小・中学校において老朽化が進行しています。

学校施設は、昭和40年代後半から50年代にかけて、第2次ベビーブームによる児童・生徒の増加に伴って集中的に整備されたことから、現在では、それらの施設が更新時期を迎えつつあり、近い将来、老朽化の波が一斉に押し寄せてくるものと見込まれます。

このことも踏まえ、今後も現在の小・中学校全25校を維持していくことと仮定した場合、児童生徒の安全性を確保することへの影響が懸念されます。

(3)学校施設整備費（維持修繕費※1含む）の増大

学校施設整備費は、令和2年度に策定した『舞鶴市学校施設長寿命化計画』での試算では、長寿命化改修型※2の整備であっても、今後40年間の維持・更新の費用の総額は、498億円となり、年平均では約12億円/年の費用が必要となっています。

今後、現在保有している学校施設を維持管理していくためには、施工着手が遅れている長寿命化改修を計画的に早期に着手していくことが必要となっています。

※1 維持修繕：劣化した建物等の部分を既存のものと概ね同じ位置に同じ材料、形状、寸法で原状回復すること

※2 長寿命化改修：建物の物理的な不具合を直し耐久性を高める、機能や性能を水準まで引き上げる改修

【小・中学校 施設整備費の推移】

(単位；千円、各年度決算ベース)

	2017 (平成30)	2018 (令和元)	2019 (令和2)	2020 (令和3)	2021 (令和4)	2022 (令和5)
整備費	109,377	231,240	472,692	223,789	111,558	542,464

(4)学校施設の計画的な整備の考え方

学校施設は、児童生徒が集い、生き生きと学び、生活をする場であり、地域住民の皆様にとっても、学習、文化・スポーツ等の社会活動の場であるとともに、非常災害時には、避難所としての役割も果たす重要な施設であるため、施設の老朽化対策は先送りできない重大な課題となっています。

学校施設の整備については、児童生徒等の安全性の確保を最優先としつつ、将来の財政状況も見通したうえで、計画的に進めていくこととしております。

従来に対処療法型の維持管理から、長寿命化改修型への整備へ転換を図り、学校的位置付けや建物の状態を判断しながら部位ごとの改修や、改築の場合には建物を集約して工事を行うなど費用を抑えながら、学校施設に求められる機能や性能を確保する改修サイクルを確立し、学校施設を80年使用するための持続的な施設管理に努めます。

また、改修サイクルを持続可能なものとするため、将来の児童生徒数を見据えた学校規模の適正化及び適正配置を進めながら、老朽化対策の緊急度が高い順に、各学校の状況に応じた効率的な改修を進めます。

IV 本市が目指す望ましい教育環境の考え方

1 現状

本市においては、少子化の進行で児童生徒数が減少する中、文部科学省が推奨する適正な学校規模とされる 12 学級から 18 学級を編制する小学校は、2024（令和 6）年 5 月 1 日現在、18 校のうち 4 校（新舞鶴小・倉梯小・明倫小・余内小）となっています。

また、適正な規模とされる 12 学級から 18 学級を編制する中学校は、7 校のうち 3 校（青葉中・白糸中・城南中）となっています。

なお、複式学級を編制する小学校は、2024（令和 6）年度からは、2 校（吉原小・池内小）となり、2025（令和 7）年度からは、2 校（大浦小・由良川小）増えて 4 校に、2027（令和 9）年度には、1 校（岡田小）増えて 5 校になることが想定されています。

2 学校規模の適正化・適正配置の基本的な考え方

学校規模の適正化等を図る上で、まずは学校の果たす役割を再確認する必要があります。義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。

このため、小・中学校では、単に各教科の学習内容を身に付けさせるだけでなく、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改革に取り組み、児童生徒が集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合う中で、考える力、表現力、判断力や問題解決能力などを磨いていくことになります。

また、学級編制によって新しい人間関係を築く中で、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、社会性や規範意識について学べるような配慮も大切になります。

このような教育を行っていくためには、児童生徒が一定規模の集団生活の中で活気に満ちた学校生活を送ることができる学校規模が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員が配置されていることが望ましいと考えています。

これらのことを踏まえ、本市における学校規模の適正化・適正配置のための基本的な考え方は、以下のとおりとします。

【学校規模の適正化・適正配置のための基本的な考え方】

- ①クラス替えが可能となる規模であること。クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができること。
- ②集団の中で、児童生徒間の交流ができ、多様な考えや価値観に触れ、学習の場面で多面的に考え議論することができる、切磋琢磨する教育活動等ができること。
- ③児童生徒同士や児童生徒と教職員との幅広い人間関係づくりが可能になる学級編制ができること。
- ④支援が必要な児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となること。
- ⑤学校の委員会活動を選択でき、また、学級内で班活動、グループ分けができること。
- ⑥子どもたちの学習意欲の高揚に繋がるような、学級の枠を超えて集団をつくった探究的な学びや学年内での教職員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態がとれること。
- ⑦運動会・文化祭等の集団活動・行事、体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施ができること。等

加えて、学校規模の適正化等を進めていくにあたって留意することとして、小・中学校は、地域コミュニティの拠点としての性格を有し、地域の交流の場としてや、非常災害時における避難所等として、様々な機能を併せ持っています。

これらのことも踏まえ、学校が持つ多様な機能にも留意し、学校に通学する児童生徒やその保護者の皆様、将来入学する就学前の子どもの保護者の皆様の声を重視するとともに、地域住民の皆様の十分な理解と協力を得るなど、「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえて取り組みを進めていくことが必要となります。

なお、過疎地域など、学校が地域コミュニティの存続に決定的な役割を果たしている、学校統合によって通学距離が遠くなり、スクールバス等を使っても通学時間が長くなるなど、学校が置かれた状況は様々であることから、学校統合による適正規模化を進めることが困難な場合は、施設一体型小中一貫校や小規模特認校制度等、学校の統廃合を前提とするのではなく様々な選択肢をもって小規模校であることのメリットを最大化するとともにデメリットを分析し、関係者間で最小化するような工夫を講じるなど、小規模校の存続についても判断する必要があります。

3 通学手段の確保

学校規模の適正化及び適正配置を進めるにあたり、学校統合に伴い、通学区域が拡大する場合は、遠距離通学となる地域が生じることから、児童生徒の教育面に不利が生じないようにすることや、負担面や安全面を考慮し、適切な通学条件や通学手段の確保の方策を検討する必要があります。

本市では、現在、遠距離通学となる場合、公共交通機関の定期券購入の支援、またはスクールバスの運行等で、通学の支援、通学手段の確保を行っています。

今後、学校統合により通学距離が長くなる場合については、スクールバスの運行等により通学手段を確保して進めていきます。

<児童生徒の通学負担面や安全面を考慮した視点>

小・中学校の統合を協議する際、統合により次に掲げる通学距離を超える場合には、公共交通機関やスクールバスの利用など、通学に関する助成を検討します。

(1) 小学校

片道通学距離が3キロメートルを超える場合

(2) 中学校

片道通学距離が4キロメートルを超える場合

なお、通学距離が上記(1)(2)に満たない場合であっても、児童生徒の発達段階、体力面、地理的条件、交通等の安全確保など、様々な事情に応じて、通学の支援や通学手段の確保について総合的に調整、検討することとします。

<参考>舞鶴市スクールバス運行規則(抜粋)

第3条 スクールバスは、次に掲げる場合に利用できるものとする。

- (1) 別表第1 通学利用の項に掲げる学校に通学する児童生徒のうち、片道通学距離が小学生にあっては3キロメートル以上、中学生にあっては4キロメートル以上であるものが通学する場合
(別表第1 略)

V 本市における学校の適正規模・適正配置の基準

1 適正規模の基準

学校規模の適正化・適正配置の基本的な考え方を踏まえ、小・中学校ともに全学年が2学級以上で、クラス替えが可能な規模を学校運営上望ましい規模とします。(文部科学省の現行の基準では1学年36人以上の場合に2学級が編制可能)

2 適正配置の基準

通学距離について、文部科学省では、徒歩・自転車の場合は小学校で概ね4キロメートル以内、中学校では概ね6キロメートル以内という基準を学校統合の条件として定めていることから、この規定に準拠し、学校の適正配置の基準とします。

また、通学時間については、適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、「概ね1時間以内」を一応の目安とした上で、地域の実情や児童生徒の実態等に応じて、その適否も含めた判断を行うこととします。

VI 本市における学校規模の適正化・適正配置基本方針

2045（令和 27）年度の市立小・中学校の姿を見据え、「舞鶴の子どもたちのために」をコンセプトに、多様な児童生徒一人ひとりを大切にし、全ての子どもたちが夢や希望を持ち、未来に向かって力強く、たくましく、生き生き学ぶことができるような学校教育環境づくりをするための基本方針を下記のとおり定めるものとします。

1 基本方針

- (1) 児童生徒数の減少をはじめ、小規模校における集団の固定化や中学校進学時に大きな集団に合流する子どもたちの心理的負担の現状を踏まえながら、小学校同士、中学校同士の統合を段階的に進めます。
- (2) 1 学校について、小・中学校ともに 1 学年あたり 2 学級以上で、クラス替えが可能な規模とします。
- (3) 複式学級の解消を優先的に進めます。
- (4) 学校統合にあたっては、児童生徒の通学路の安全面や通学時間の負担面に配慮するとともに、地理的条件や道路交通事情等を考慮し、安心・安全な通学路の設定や通学手段の方策を講じます。
- (5) 小学校は、「小中一貫教育」の対象区域である、現在の中学校区内での統合を基本とします。ただし、通学時間、学校施設の維持管理面や地域コミュニティ等の事情を総合的に勘案し、保護者や地域住民等関係者の皆様の合意が得られる場合は、基本的な対応以外についても検討することとします。
- (6) 児童生徒数の多い学校施設の使用や学校敷地の広さ等の状況を踏まえて、基本的に既存の学校施設及び敷地を可能な限り有効活用します。
- (7) 施設一体型等の小中一貫校の新設や統合後の新たな学校の設置などについても、教育充実の観点、学校施設の維持管理面や地域コミュニティ等の事情を総合的に勘案し検討することとします。
- (8) 適正規模化を進めることが困難な 1 小学校 1 中学校の校区や、学校統合後においても小規模の小中一貫校では、集団が 9 年間固定することに留意し、ICT を活用したオンライン授業等、小規模校のデメリットを最小化する取組を検討します。
- (9) 既存学校施設を活用する場合は、老朽化対策（校舎や体育館等の長寿命化改修や屋根・外壁等の大規模改修、電気・水道等の設備改修等）を優先して整備に取り組みます。
- (10) 保護者や地域住民、学校関係者の皆様の理解と協力が得られるよう、意見やニーズ等を聴取するため、説明会や意見交換会の開催、また、通学手段の確保等の各種支援策を提案するなど、丁寧な合意形成に努めます。

2 基本的な合意形成の取組と進め方

学校規模の適正化・適正配置を進めるためには、保護者や地域住民、学校関係者等の皆様の理解と協力が必要です。子どもたちにどのような学びの環境を残していくのか、子どもたちがどのような学びの環境を求めているのかなど、将来に向けたより良い教育環境づくりの視点で学校のあり方について、保護者や地域住民等の皆様に主体的に考えていただけるよう適切な情報提供やニーズの聴取、意見交換ができる場の設定を行い、その取組を進めます。

基本的な合意形成の進め方

- (1) 対象校の保護者・地域住民説明会や意見交換会等の開催
- (2) 対象校に通学する児童生徒の保護者の皆様、就学前の子ども保護者の皆様、自治会・地域子育て支援協議会等地域の皆様と学校関係者等と連携した（仮称）学校のあり方を考える検討会を設置し、課題やニーズの整理、その対応策、基本方針の検討・決定を行い基本合意の形成に努めます。

また、その基本合意に基づき、学校や地域の実情を踏まえて、具体的な進め方や施設改修の必要性等を検討し、実施時期を定め、児童生徒や学校関係者への説明・周知を丁寧に行うなど、最終合意形成を図ります。

- (3) 最終合意を経て、教育活動の充実のための方策や校名、校歌、校章等の検討、通学路の安全対策や通学手段の確保支援策等の検討など、想定される様々な必要事項の準備を行い、条件を整えた上で、学校の開校に向け取組を進めます。

3 配慮すべき事項

- (1) 学校規模の適正化・適正配置を進めるにあたっては、保護者や地域住民の皆様のご意見を伺うとともに、学校・教員の意見を聞きながら、理解と協力を得て取り組むことが重要であり、地域と連携した(仮称)学校のあり方を考える検討会を通して、学校のあり方について共通認識を図ります。
- (2) 学校の再編は、就学前の子育てをする保護者の居住地選択に大きな影響があるため、地域住民の皆様のご理解のもと、計画的な取組と広報・周知に努めます。
- (3) 再編後の学校は、新たな校区全体の特色ある歴史、文化や自然等を学ぶことにより郷土愛の醸成を図り、ふるさとに誇りを持つ心を育む教育を推進します。
- (4) 児童生徒の心理的な負担が生じないよう、タブレット端末等 ICT を有効に活用する小小連携の取組を継続的に推進する等、学校規模の適正化等の前に対象校同士の授業、学校行事や児童生徒間の交流活動等を実施します。
- (5) 現状の小学校間の規模の違いから生じている子どもたちの心理に留意し、再編前の取組には児童生徒が自然なかたちで参画できるよう配慮します。
- (6) 学習規律や生活規律等に関するルール、生徒指導の方針等について、対象校間で双方ともに調整します。
- (7) 児童生徒が安心して通学できるよう、通学路の点検や新たに通学路を設定する場合は、保護者や地域住民等の皆様と協働して、通学路の現地確認や安全対策の措置を行うとともに、必要に応じて、警察署や道路管理者等と調整を図り、対策を講じるなど安全確保に努めます。
- (8) 再編前の学校の教育方針や教育実績などが、再編後の学校においても継承されるよう十分配慮します。
- (9) 再編後の学校が、保護者や地域住民の皆様との協働によって、学校が定める新たな教育方針のもとで特色ある教育活動を展開し、学校や PTA 活動の活性化が図られるように支援します。

4 閉校となる学校施設・跡地利用について

閉校となる学校施設や跡地については、公共財産であり、市民の財産であることから、有効活用することが望ましいと考えております。

一方で、地域の皆様はじめ市民の皆様に維持管理経費をご負担いただくことにも留意し、学校施設の立地環境や地域の実情等に応じて、地域住民の皆様と、施設の最適なあり方について検討を行うこととします。

5 本市の将来の教育環境 ～2045 年（R27）～

注：表は 2045 年（R27）の姿

（1）小学校

全 18 校のうち、小規模校に属する 15 小学校について、統合を見据えた適正規模化を検討し、複式学級が見込まれる学級数 1～5 の 10 小学校について優先的に取り組む（☐囲みは優先して検討する学校）。

規模別	学級数	学校名	特記事項
小規模校	1～5	三笠 与保呂 朝来 ☐ 大浦 ☐ 吉原 ☐ 池内 福井 高野 ☐ 岡田 ☐ 由良川 (10 校)	- 学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある - 複式学級が存在する規模
	6	志楽 中舞鶴 (2 校)	・複式学級はないが、クラス替えができない規模
	7～8	明倫 (1 校)	・おおむね 1 つまたは 2 つの学年しかクラス替えができない規模
	9～11	倉梯 倉梯第二 (2 校)	・半分以上の学年でクラス替えができる規模
標準規模校	12～18	余内 (1 校)	- 各学年 2～3 学級の編制、全学年でクラス替え可能（統合する場合 24 学級まで） - 学習活動の特性に応じた集団が編制できる - 同学年に複数の教職員を配置できる
	19～24	新舞鶴 中筋 (2 校)	・各学年の学級数がやや多く、教育課程の編制、実施に際し配慮を要する規模

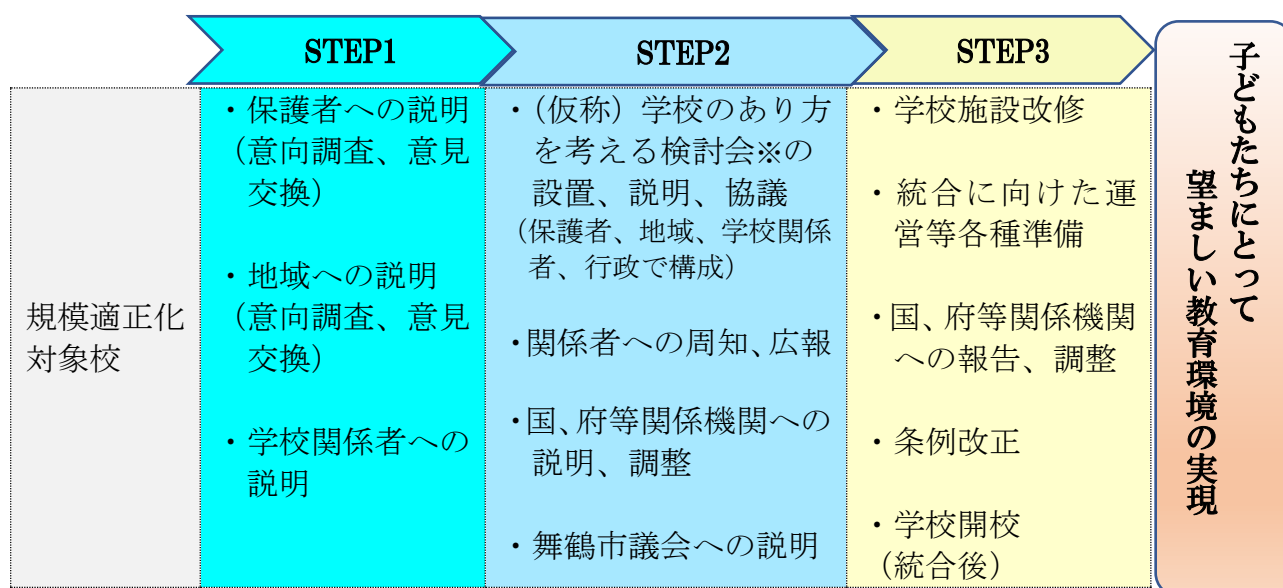
（2）中学校

全 7 校のうち、小規模校に属する 3 中学校について、統合を見据えた適正規模化を検討し、複式学級が見込まれる学級数 1～2 の 1 中学校について優先的に取り組む。

規模別	学級数	学校名	特記事項
小規模校	1～2	加佐（1 校）	- 学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある - 複式学級が存在する規模
	3	和田、若浦 (2 校)	・複式学級はないが、クラス替えができない規模
	4～5		・クラス替えができる学年が少ない規模
	6～8		・全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模
	9～11		- 全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置や免許外指導の解消が可能な規模 - 全ての授業で教科担任による学習指導を行うためには、学校全体で 9 学級（各学年 3 学級）以上であることが望ましい
標準規模校	12～18	青葉 白糸 城南 城北 (4 校)	・各学年 4～6 学級の編制、全学年でクラス替えが可能

6 学校規模適正化へのロードマップ

校区内の児童数が減少し、複式学級の編制、もしくは編制が見込まれ、また、クラス替えができない規模等の小・中学校については、対象校の保護者、地域住民の皆様、学校関係者との合意形成とあわせて、市の関係部署及び京都府等関係機関との調整、舞鶴市議会への説明等を行いながら、統合を見据えた学校規模適正化を進めていきます。



◆参考

※（仮称）学校のあり方を考える検討会で合意形成を行うとともに、下記事項等について検討、調整を行う。

- I 統合後の学校位置の決定、学校名・校歌・校章・校旗・校則等
- II 修学旅行や遠足等の行事、統合対象校の児童生徒交流事業、特色ある教育活動等
- III 通学路、通学手段の対策、記念行事、児童・保護者（新入生含む）への説明会、開・閉校式等、その他必要となる事項
- IV 学用品、教材、教具、備品、図書等の整理・廃棄、他校での利活用等
- V 学校史の編さん
- VI 閉校となる学校の歴史に関わり保存展示すべきものの選定・保存方針
- VII 統合に向けたスケジュール
- VIII 統合後の学校施設の改修内容
- IX 廃校となる校舎・土地の跡地利用 等